

令和6年11月12日

一般社団法人 宮崎県タクシー協会

運賃改定実施による労働条件の改善状況

宮崎県では令和5年度に運賃改定を行い、令和5年7月26日から新運賃にて運行を開始しましたが、以下のとおり、タクシー乗務員の労働条件の改善状況を公表します。

1. 運賃を改定した事業者数（会員数）

35 社

2. 時間当たり賃金支給上昇率

9.62 %

（算式）改定実施後時間当たり賃金 ÷ 前年同期時間当たり賃金 × 100 - 100

運賃改定実施後

期 間	賃金支給総額（円）	総乗務時間	時間あたり賃金（円）
R5.8～R6.1	1,572,680,526	1,104,973	1,423.38

前年同期

期 間	賃金支給総額（円）	総乗務時間	時間あたり賃金（円）
R4.8～R5.1	1,415,821,849	1,090,441	1,298.39

3. 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以 上 -5%未満	-10% 未満
33.3%	19.0%	38.1%	4.7%	0.0%	4.7%	0.0%

4. その他

(1) 労働者負担の軽減	- 社
・労働者負担を全て廃止した事業者数	- 社
・労働者負担の一部を廃止した事業者数	- 社
・労働者負担の一部を廃止、一部を軽減した事業者数	- 社
・労働者負担の一部を軽減した事業者数	- 社
・一切変更のない事業者数	35 社
宮崎県では、本運賃改定以前から労働者負担制度を採用している事業者なし	
(2) その他	
・ユニバーサルドライバー研修の実施	6 社

総 評

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、人流・物流が以前に戻りつつある中で、運賃改定を行いました。前回、R2年の運賃改定と違い、改定後の運転手の時間当たりの賃金上昇率は9.62%となり、着実に効果が現れている。今後ともインバウンド等で利用客の増加が期待されるところではあるが、運転者不足解消について時間を要しており、対策が必要である。

今後とも、公共交通機関として地域交通の維持に積極的に携わるとともに利便性向上の取り組みを行っていく必要がある。